

※重要 給付奨学金について

ようやく要項が届いたので、給付型の奨学金の申し込みに必要な志望理由書を配布します。次の 3 つの条件のいずれかに当てはまる人は、必ず給付奨学金を(貸与だけでなく)申し込むようにしてください。

- ① 住民税(市区町村民税所得割)非課税(0 円)世帯の人
↑ 6 月以降に発行される最新のもので確認
- ② 生活保護受給世帯の人
- ③ 社会的養護を必要とする人(18 歳時点で施設などに入所している・していた人)

ただし、上の基準を満たしていても申し込んだ人全員が採用されるわけではありません。校内選考で何名かに推薦される人を絞り、支援機構での審査(資産要件など)をクリアした場合に奨学金が給付されます。決定は例年 10 月頃です。なので、採用されなかった場合に備えて、貸与も申し込んでおくなどの対策をしてください。

志望理由書 400 文字と①～③の証明書のいずれか1つを 6 月 18 日(月)までに提出してください。

上の 3 つの条件を満たしている人は進路指導室まで志望理由書を取りに来てください。

書類記入・必要書類などの注意事項**A 特別控除の認定について**

奨学金はお金で困っている人を優遇しようという制度です。

特別控除は、使うことができれば審査が有利になります。

よく確認しておいて下さい。

同一世帯とは生計を共にする人です。(財布が同じなら住所が別でもかまいません。)

例 家庭の状況の一例 …… 使える特定控除の名称 (証明書の種類・不要など)

① 父母のどちらかまたは両方が不在 …… 母子・父子世帯の控除 (証明書不要)

② 同一世帯に障害のある人がいる …… 障害のある人の控除 (障害者手帳のコピー)

③ 単身赴任の世帯 ……
主たる家計支持者が別居の控除 (単身赴任実費計算書と直近 3 か月分の領収書の両方)

④ 6 ヶ月以上療養中の人がいる ……
長期に療養を要する人の控除 (長期療養費計算書と直近 6 か月分の領収書の両方)

B 人的保証・機関保証について

来年 4 月の進学届提出の段階で保証人が見つからない場合、機関保証に変更ができます。しかし、逆に機関保証で登録した人が 4 月に保証人が見つかったも人的保証に変更はできません。なので、今の段階では人的保証で登録するのが良いでしょう。

C 入学時特別増額貸与奨学金

受験料や入学金など 4 月までに必要なお金が心配だという人は申し込んでおいた方が良いでしょう。ただし、来年 4 月以降に振り込まれるものなので注意が必要です。もし必要なければ 4 月に提出する進学届で辞退することが可能です。4 月までに振り込んでもらえないと困るという場合はつなぎ融資に利用することで 4 月までに借りることができます。